



# 年頭のごあいさつ

公立学校共済組合和歌山支部  
支部長 宮下 和己



平成28年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、公立学校共済組合和歌山支部の各種事業運営に深いご理解と多大なご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨年10月の被用者年金一元化に伴い、共済組合の年金制度が厚生年金制度に統合されることとなり、共済年金と厚生年金の制度的な差異が解消されるなど、制度が大きく変わりました。

さらに、マイナンバー制度の導入も始まる等、共済組合を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

和歌山支部では、各事業の運営が組合員の皆様の期待に応えるものとなりますよう、関係機関と連携を図りながら、行き届いた対応ができるよう努めてまいります。

最後に、組合員とその家族の皆様が、在職中はもとより、退職後においても安心した生活が確保できるよう、事業運営に万全を期してまいります。

本年も、皆様のご健康とご多幸を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

## 平成27年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会

定年退職者及び定年外退職者(期限付き講師除く。)の退職時の手続等についての説明会です。

詳細については、平成27年12月7日付け公共和第433号で通知しております。

日 程	会 場	時 間
平成28年 1月29日(金)	上富田文化会館	13:15~16:40
平成28年 2月 1日(月)	ホテル アバローム紀の国	
平成28年 2月 2日(火)	和歌山ビック愛	
平成28年 2月 4日(木)	粉河ふるさとセンター	
平成28年 2月 5日(金)	和歌山地域地場産業振興センター	
平成28年 2月 9日(火)	和歌山県情報交流センター Big・U	

## 年金受給権者の再就職(再任用)と年金の支給停止

再就職等により加入する年金が厚生年金(議員除く。)となりますので、支給停止要件が年齢によって変わります。(ただし、収入<sup>※1</sup>が47万円を超過するか、もしくは年金月額<sup>※2</sup>が28万円を超過する場合は除く。)

なお、平成27年10月1日(以下、施行日)以前に、退職共済年金の受給権を有し、なおかつ施行日前から引き続いて再就職等している場合は、激変緩和措置があります。

また、経過の職域加算額(旧職域年金)について、一般・私学共済厚年被保険者は支給されますが、地共済・国共済厚年被保険者は支給停止となります。



### 65歳未満の 年金受給者が 再就職(再任用)する場合

$$\{(\text{収入}^{\ast 1} + \text{年金月額}^{\ast 2}) - 28\text{万円}\} \times \frac{1}{2} = \text{支給停止月額①}$$

【激変緩和措置】

$$\{(\text{収入}^{\ast 1} + \text{年金月額}^{\ast 2}) - \alpha^{\ast 3}\} \times 10\% + \alpha^{\ast 3} = \text{支給停止月額②}$$

$$\{(\text{収入}^{\ast 1} + \text{年金月額}^{\ast 2})\} - 35\text{万円} = \text{支給停止月額③}$$

①～③のいずれか金額の低いものが、支給停止月額となります。

※収入 + 年金月額 < 28万円の場合全額支給

### 65歳以上の 年金受給権者が 再就職(再任用)する場合

$$\{(\text{収入}^{\ast 1} + \text{年金月額}^{\ast 2}) - 47\text{万円}\} \times \frac{1}{2} = \text{支給停止月額④}$$

【激変緩和措置】

$$\{(\text{収入}^{\ast 1} + \text{年金月額}^{\ast 2}) - \alpha^{\ast 3}\} \times 10\% + \alpha^{\ast 3} = \text{支給停止月額⑤}$$

④または⑤のいずれか金額の低いものが、支給停止月額となります。

※収入 + 年金月額 < 47万円の場合全額支給

※1 収入=標準報酬月額+(過去1年間のボーナスの $\frac{1}{12}$ )です。

※2 年金月額は、厚生年金部分のことで、経過の職域加算額、年金払い退職給付及び加給年金額を除きます。

※3  $\alpha$ =施行日前の支給停止月額のことです。

(例) 昭和29年1月23日生の年金受給権者が、平成27年1月1日から再就職(厚生年金に加入)している場合

年金額 = 14万円 (厚生年金部分 = 12万円)

標準報酬月額 = 32万円

過去1年間のボーナス(平成27年6月の期末手当等48万円)の $\frac{1}{12}$  = 4万円

#### 施行日前

$$\{(32\text{万円}+4\text{万円}) + 12\text{万円} - 47\text{万円}\} \times \frac{1}{2} = 0.5\text{万円}$$

#### 施行日後

$$\{(32\text{万円}+4\text{万円}) + 12\text{万円} - 28\text{万円}\} \times \frac{1}{2} = 10\text{万円⑥}$$

$$\{(32\text{万円}+4\text{万円}) + 12\text{万円} - 0.5\text{万円}\} \times 10\% + 0.5\text{万円} = 5.25\text{万円⑦}$$

$$\{(32\text{万円}+4\text{万円}) + 12\text{万円}\} - 35\text{万円} = 13\text{万円⑧}$$

⑥～⑧を比べた結果、⑦の金額が最も低いので、平成27年10月以降の支給停止月額は5.25万円となります。